

第22号 介護老人保健施設

1 趣旨

市街化調整区域において、その設置がやむを得ないと認められる介護老人保健施設を対象とするものである。

2 申請要件

申請内容は、次の各号に掲げる事項のすべてに該当しなければならない。

- (1) その位置、規模等からみて周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められるものであること。
- (2) 設置について国等の定める基準に適合するものであること。
- (3) 北九州市の福祉施策の観点から支障がないことについて、関係部局と調整がとれたものであること。
- (4) 市街化調整区域内の近隣（概ね500メートル以内）に、関係する医療施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る介護老人保健施設のそれぞれが有する機能及び提供するサービスが、密接に連携するものであること。

3 予定建築物の規模及び用途

- (1) 規模 第一種低層住居専用地域に適用される建蔽率、容積率、高さ及び外壁の後退距離の基準（建蔽率にあつては10分の4以下の数値と、容積率にあつては10分の6以下の数値とする。）に適合するものであること。
- (2) 用途 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設